平成２５年（フ）第７０２号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番４―332号、前住所兵庫県尼崎市琴浦町44番地　琴浦マンション101
債務者　吉原　文代
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７０７号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目31番６号　西難波文化207号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町北野字上畑73番地
債務者　片井　恒也
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４５号
奈良市大宮町５丁目１番19―102号
債務者　山本　晃二
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４４８号
奈良県天理市杣之内町373番地
債務者　西辻　則子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１０５号
鳥取県米子市三本松２丁目14番３号　103号
債務者　遠藤　　宏
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１０８号
鳥取県境港市竹内町375番地５
債務者　佐古　清子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第７９号
岡山県津山市高野本郷2705番地
債務者　髙坂由紀夫
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで　岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第３２６号
愛媛県伊予郡松前町大字北黒田242番地９　シャーメゾン北黒田Ｂ棟101号
債務者　山崎　秀紀
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６７号
愛媛県松山市余戸東４丁目12番28号
債務者　大野マサ子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７１号
愛媛県松山市平和通３丁目１番地22　日野コーポ503号
債務者　大下　伸二
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７６号
愛媛県松山市小栗５丁目11番２号
債務者　篠原　　聡
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８０号
愛媛県松山市平井町3655番地３　コーポみかめ304号
債務者　近藤　正光
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６９号
愛媛県今治市大新田町１丁目４番58号、前住所東京都大田区中馬込２丁目１番８号―102号、前々住所名古屋市西区幅下２丁目10―19―305号
債務者　篠浦　順子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第２４４号
福岡県久留米市合川町190番地１、前住所佐賀県唐津市唐房３丁目4604番地１
債務者　野崎エミカ（旧姓岩永）
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２４５号
佐賀県佐賀市兵庫町大字渕2730番地
債務者　木塚百合子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３２３号
佐賀県佐賀市西与賀町大字相応津80番地
債務者　石丸　尚美
1　決定年月日時　平成26年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６４号
佐賀県伊万里市新天町558番地３
債務者　太田美穂子
1　決定年月日時　平成26年１月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１１４号
鹿児島県霧島市隼人町西光寺675番地
債務者　川ノ上直美
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係